

本市における消費者行政の推進について、次のように取り組んでまいります。

一向に減少する気配が見られない「おれおれ詐欺」や「架空請求詐欺」、また最近増加している「副業紹介詐欺」や「出会い系詐欺」など多様な形で消費者をあざむく特殊詐欺は、全国で多くの被害が発生し、本市においても被害が報告されています。消費者被害を未然に防ぎ、あるいは最小限に食い止めるためにも、引き続き細やかな情報提供に努めます。また、各地域の団体やサークルなどに出前講座の開催を呼びかけ、市民への積極的な啓発活動に努めてまいります。

消費生活相談員が行う相談業務につきましては、研修会などの参加で高度な相談技術と幅広い知識を習得し、市民から寄せられる多様な相談に的確に対応してまいります。

平成31年2月22日

名寄市長 加藤 剛士